

建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の働き方改革って？

建設業で働く方、トラック・バス・タクシードライバーは、インフラを守り、物流・生活交通を支えるために、私たちの暮らしになくてはならない存在です。

その一方で、他の業種に比べ残業が多い実態があることから、働き方改革が急務となっています。

そのため、建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師についても、働く方の健康を守るため、2024年4月から、「時間外労働の上限規制」[※]が適用されます。

※「時間外労働の上限規制」とは、残業の時間に上限を設け、過度の残業をなくし、働く方の健康を確保するようにするためのものです。自動車運転の業務、建設の事業、医業に従事する医師以外では、2019年4月（大企業）又は2020年4月（中小企業）から既に適用が開始されています。

各業界で進められている取組を応援しよう！



トラック



バス・タクシー



建設業

